

(1) 第8次鳥取県保健医療計画について

第8次鳥取県保健医療計画の検討に向けて

- 医療計画は、医療法第30条の4第1項に基づき、国が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために都道府県が策定するもの。
- 平成30年4月から開始した現行の第7次鳥取県保健医療計画は、その計画期間を6年としている。(計画期間:平成30年度～令和5年度)
- 現行計画の終期(令和5年度)を迎えるに当たり、国から示された医療計画作成指針(R5.3.31通知)に基づき、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第8次鳥取県保健医療計画」をR5年度中に策定する。
- 各圏域の地域保健医療計画は、鳥取県保健医療計画の中に含まれており、中部保健医療圏地域保健医療計画についても令和5年度中に策定する。
- 作業としては、第7次中部保健医療圏地域保健医療計画をベースとして、現状及び課題把握、目標・対策の記述に追記・修正が必要ないか等を検討し、必要がある場合は適宜、記載内容の修正
⇒12月開催予定の県医療審議会で、「地域保健医療計画」を含めた県計画案を審議する予定

第8次鳥取県保健医療計画の概要

県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ地域の実情を踏まえて策定するもの（医療法第30条の4第1項に基づく都道府県計画）

【主な記載事項】

○5疾病7事業に係る医療提供、連携体制

5疾病：①がん、②脳卒中、③心筋梗塞等の心血管疾患、④糖尿病、⑤精神疾患

7事業：①救急医療、②災害医療、③へき地医療、④周産期医療、⑤小児医療（小児救急医療を含む）

⑥新興感染症発生・まん延時における医療、⑦在宅医療

※鳥取県は独自に在宅医療を事業に追加し7事業としている。

○医療従事者の確保と資質の向上

医師確保計画、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の保健医療従事者など

○保健医療圏の設定 ○基準病床数 ○課題別対策 ○地域医療構想 ○外来医療計画

【計画期間】

○令和6年度から令和11年度まで（6年間）

【8次医療計画策定に向けた視点】

- 人口減少（患者数の減少、マンパワー不足）
- 過疎地域等における医療従事者不足
- 医療需要の変化（高齢患者の増加）
- 医療分野におけるICTの活用
- 医療機関の役割分担・連携

第8次鳥取県保健医療計画の作業（検討体制）

国が示す基本方針等をもとに、8次計画の内容について検討し、諮問機関である鳥取県医療審議会を中心に、各疾病・事業の検討の場（協議会等）の意見を反映しながら、策定作業を行う。

※鳥取県医療審議会等での意見等は各協議会等の事務局（責任課等）にフィードバックし、情報共有を図る。

鳥取県医療審議会

○医療計画の策定（総合的な検討）

・医療計画の総論（医療圏、基準病床数等）の検討

・各検討の場の検討を踏まえた総合的な検討

（5疾病7事業、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画等）

鳥取県地域医療対策協議会

鳥取県医師確保計画、
看護職員等の確保の検討

その他の疾病・事業、医療従事者確保、課題別等

既存会議等を活用して、それぞれ場で専門的な検討を行い、計画に反映

※既存会議等がない場合は、有識者や関係団体等との意見交換などにより意見聴取を実施

地域保健医療協議会

二次医療圏内の医療連携体制
圏域の保健医療計画の検討

各疾病・事業における検討の場（協議会等）

- （がん）
※鳥取県がん対策推進計画
鳥取県がん対策推進員会議
- （脳卒中・心血管疾患）
※鳥取県循環器病対策推進計画
健康対策協議会（循環器対策等部会）
- （精神）
鳥取県精神保健福祉医療協議会
- （周産期）
鳥取県周産期医療協議会
- （救急）
鳥取県救急搬送高度化推進協議会
- （新興感染症）
※鳥取県感染症予防計画
鳥取県感染症対策協議会

など

↑ 検討結果を計画に反映

計画の構成 (骨子案) ①

第7次鳥取県保健医療計画	第8次鳥取県保健医療計画
第1章 計画に関する基本的事項	第1章 計画に関する基本的事項
第2章 鳥取県の現状	第2章 鳥取県の現状
第3章 地域医療構想 ※鳥取県地域医療構想(別冊)	第3章 <u>保健医療圏・基準病床数</u>
第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築	第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築
第1節 疾病又は事業別対策 (5疾病6事業対策)	第1節 疾病又は事業別対策 (5疾病7事業対策)
1 がん対策	1 がん対策 ※ <u>鳥取県がん対策基本計画は、本計画の一部として統合</u>
2 脳卒中对策	2 脳卒中对策
3 心筋梗塞等の心血管疾患	3 心筋梗塞等の心血管疾患
4 糖尿病対策	4 糖尿病対策 ※ <u>2~4 鳥取県循環器病対策推進計画は、本計画の一部として統合</u>
5 精神疾患対策	5 精神疾患対策
6 小児医療(小児救急を含む)	6 小児医療(小児救急を含む)
7 周産期医療	7 周産期医療
8 救急医療	8 救急医療
9 災害医療	9 災害医療
10 へき地医療	10 へき地医療 11 <u>新興感染症発生・まん延時における医療</u> ※ <u>鳥取県感染症予防計画は、本計画の一部として統合</u>
11 在宅医療	12 在宅医療

計画の構成 (骨子案) ②

第7次鳥取県保健医療計画	第8次鳥取県保健医療計画
第2節 医療従事者の確保と資質の向上 医師 ※鳥取県医師確保計画(別冊) 歯科医師、看護師・准看護師、助産師、保健師、 薬剤師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、 歯科衛生士・歯科技工士、救急救命士、 その他保健医療従事者、介護サービス従事者	第2節 医療従事者の確保と資質の向上 <u>医師(鳥取県医師確保計画は、本冊に統合する。)</u> 歯科医師、看護師・准看護師、助産師、保健師、 薬剤師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、 歯科衛生士・歯科技工士、救急救命士、 その他保健医療従事者、介護サービス従事者
第3節 課題別対策	第3節 課題別対策
1 医療安全対策	1 医療安全対策
2 結核・感染症対策	2 結核・感染症対策 ※ <u>鳥取県結核対策プランは、本計画の一部として統合</u>
3 臓器等移植対策	3 <u>肝炎対策</u> ※ <u>鳥取県肝炎対策推進計画は、本計画の一部として統合</u>
4 難病対策	4 臓器等移植対策
5 アレルギー疾患対策	5 <u>慢性腎臓病(CKD)対策と透析医療</u>
6 高齢化に伴い増加する疾患等対策	6 <u>慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策</u>
7 歯科保健医療対策	7 難病対策
8 血液の確保・適正使用対策	8 アレルギー疾患対策
9 医薬品等の適正使用	9 高齢化に伴い増加する疾患等対策
10 医療に関する情報化	10 <u>歯科保健医療対策</u> ※ <u>鳥取県歯科計画は、本計画の一部として統合</u>
11 医療機関の役割分担と連携	11 血液の確保・適正使用対策
12 外来医療 ※鳥取県外来医療計画(別冊)	12 医薬品等の適正使用
	13 医療に関する情報化
	14 医療機関の役割分担と連携

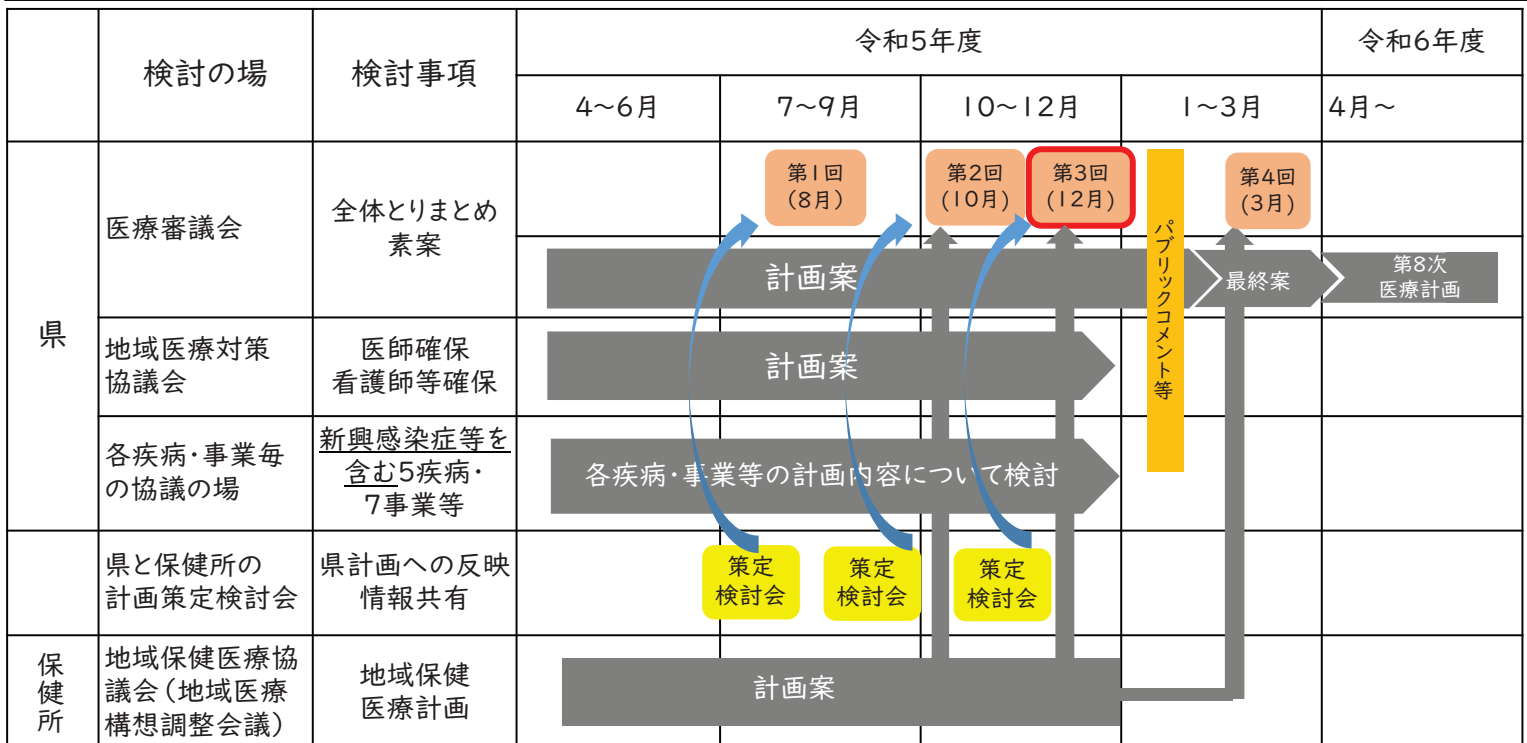
計画の構成（骨子案）③

第7次鳥取県保健医療計画	第8次鳥取県保健医療計画
第5章 基準病床数	第5章 地域医療構想 ※鳥取県地域医療構想（別冊）
	第6章 外来医療提供体制の確保 ※鳥取県外来医療計画は、本冊に統合する。
	第7章 健康づくり ※鳥取県健康づくり文化創造プランは、本冊に統合する。
	第8章 医療費適正化 ※鳥取県医療費適正化計画は、本冊に統合する。
第6章 地域保健医療計画	第9章 地域保健医療計画

※骨子案については、令和5年度第1回鳥取県医療審議会での議論・検討を踏まえ、項目の修正・追加など必要に応じて変更します。

第8次医療計画策定スケジュール（全体イメージ）

- 国が示す基本方針等をもとに、8次計画の内容について検討し、諮問機関である鳥取県医療審議会を中心に、分野毎の検討の場（協議会等）の意見を反映しながら、策定作業を行う。
- また、各圏域の意見を計画に反映することを目的に、県と保健所との計画検討・策定状況の共有等を行う検討会を開催する。



(参考) 【国】第8次医療計画のポイント①

国資料

【全体】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、**人口構造の変化への対応**を図る。
- 令和3年医療法改正により新たな事業として、**新興感染症への対応に関する事項を追加**。(令和5年5月頃指針公表予定)
- 第7次計画期間中に追加した「**医師確保計画**」「**外来医療計画**」についてもそれぞれのガイドラインに基づき第8次医療計画の策定と併せて見直しを行う。その際、二次医療圏の設定について優先的に議論を行う。

【5疾病・6事業及び在宅医療】

- 地域の現状や課題に則した施策の検討において**ロジックモデル等のツールを活用**する。
- 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。

がん	がん医療の近てん化、集約化の推進
脳卒中	適切な病院前救護、デジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化
心血管疾患	回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備
糖尿病	発生予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築
精神疾患	患者の症状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備の一層の推進
救急	増加する高齢者の救急、特に配慮を要する救急患者の受け入れのための、地域における救急医療機関の役割の明確化
災害	災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策の推進
へき地	地域医療支援センターとの緊密な連携による へき地勤務の医師確保 、オンライン診療を含む遠隔医療の活用
周産期	周産期医療の集約化・重点化、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児の在宅ケアへの移行支援
小児医療	医療的ケア児への支援、保護者への支援のための子ども医療電話相談事業(＃8000)の推進
在宅医療	「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の位置付け 、各職種の機能・役割についての明確化、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定の推進

(参考) 【国】第8次医療計画のポイント②

国資料

【地域医療構想】

- これまでの基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方など)を維持しつつ、毎年度、対応方針の策定率を目標としたPDCAサイクルをつうじて地域医療構想を推進することとし、策定率と地域医療構想調整会議における資料や議事録など協議の実施状況について公表を行う等、着実に取組を推進。

※ 2025年以降の地域医療構想の取組のあり方については、2023~2024年度にかけて、中長期的課題について整理し、検討予定。

【外来医療】

- 外来機能報告により得られたデータを活用し、**紹介受診重点医療機関となる医療機関を明確化**するとともに、地域の医療の提供状況について把握し、今後の地域の人口動態・外来患者推計等も踏まえ外来医療提供体制のあり方について検討を行う。

【医療従事者の確保】

- 2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることを踏まえ、医療機関における医師の働き方改革に関する取組の推進、地域医療構想に関する取組と連動させ、医師確保の取組を推進。
- 医師確保計画の策定において基礎となる、医師偏在指標について精密化等を実施。
- 地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、病院と歯科診療所の連携、歯科専門職の確保、薬剤師の確保を進める。
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進する。

【医療の安全の確保等】

- 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者の理解をより深めるため、研修の受講を推進する。
- 相談対応の質の向上を図る観点から、医療安全支援センターの相談職員の研修の受講を推進する。

【その他の事項】

- 地域医療支援病院について、医療計画の見直しの際に必要な応じて責務の追加・見直しを検討するとともに、整備目標を定める際には医療計画における新興感染症への対応に関する事項との連携にも留意する。
- 医療計画の内容のうち、必要な情報についてはわかりやすい形で周知を行い、住民の理解・協力を得られるよう努める。